
志賀聖苑連絡協議会

日時：令和6年12月23日（月） 14時から

場所：志賀聖苑 会議室



其 次 第 其

1. 開会あいさつ
2. 自己紹介
3. 座長指名
4. 報告事項
 - (1) 施設の運営状況について
 - (2) 環境影響調査結果について
5. 質疑応答・意見交換
6. 閉会

❖ 資料 ❖

・協議会設置要綱 ・構成員名簿 ・公害防止協定書（写）

志賀聖苑連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 志賀聖苑の運転管理の万全を期すため、志賀聖苑連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見を交換する。

- (1) 志賀聖苑の稼動状況の監視及び調査
- (2) 公害防止協定による遵守事項の履行の確認
- (3) その他必要な事項

(協議会の構成)

第3条 協議会は、木戸自治会から選出された者7人以内をもって構成する。

(任期)

第4条 協議会の構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて市長が招集する。

2 次条の規定により庶務を担当する課の長（以下「庶務担当課長」という。）は、会議進行のため、座長を指名することができる。

3 庶務担当課長は、必要があると認めるときは、会議に学識経験者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民部戸籍住民課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月10日から施行する。

志賀聖苑連絡協議会構成員名簿

(令和6年7月3日現在)

氏名	就任日
中村卓雄	令和3年7月1日
中北正信	令和3年7月1日
中村等	令和5年7月1日
山口哲生	令和5年7月1日
左治木勉	令和6年7月3日
北川光子	令和5年7月1日
辻美智子	令和5年7月1日

(事務局)

氏名	役職
田中鉄也	市民部長
川島英和	市民部次長
乾一彦	戸籍住民課長
北田敦士	戸籍住民課長補佐
北田良貴	戸籍住民課主幹
崎山敦矢	戸籍住民課主事

<指定管理者：おおつ斎苑管理グループ>

氏名	役職
志村空紀	統括責任者
佐々木仁美	志賀聖苑長

(1) 施設の運営状況について

■ 火葬炉及び葬祭棟の使用状況

志賀聖苑 年度別施設使用状況表

(単位：件)

年度	火葬棟								葬祭棟		
	火葬炉				施設				葬儀ホール		施設
	人体				汚物	動物	待合室	霊安室	大	小	霊安室
死体	死胎	改葬	計								
令和3	1,046	9	0	1,055	1	1,489	198	138	4	124	163
令和4	1,118	14	0	1,132	5	1,449	226	132	9	122	176
令和5	1,072	12	0	1,084	1	1,387	266	145	12	120	209
令和6※	692	6	0	698	1	983	183	75	3	97	154

※令和6年度のみ11月末現在の件数

■ 火葬について

① 大津聖苑との比較

大津市斎場 火葬炉使用状況

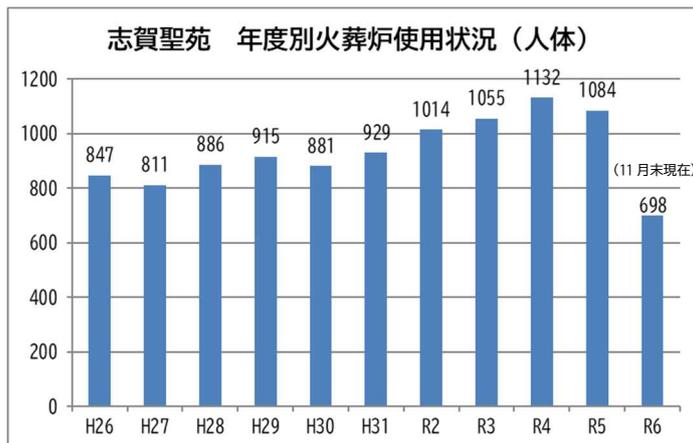
(単位：件)

年度	大津聖苑 (人体7基、汚物・動物各1基)				志賀聖苑 (人体4基、汚物・動物各1基)				合計			
	人体炉	汚物炉	動物炉	計	人体炉	汚物炉	動物炉	計	人体炉	汚物炉	動物炉	計
令和3	2,430	41	2,132	4,603	1,055	1	1,489	2,545	3,485	42	3,621	7,148
令和4	2,658	41	1,996	4,695	1,132	5	1,449	2,586	3,790	46	3,445	7,281
令和5	2,653	46	1,984	4,683	1,084	1	1,387	2,472	3,737	47	3,371	7,155
令和6※	1,741	23	1,242	3,006	698	1	983	1,682	2,439	24	2,225	4,688

※令和6年度のみ11月末現在の件数

令和5年度、市全体の火葬炉使用件数は7,155件。うち志賀聖苑は2,472件で、市における火葬の約34.5%を担っている状況です。令和6年度については、11月末現在で市全体の火葬炉使用件数は4,688件。うち志賀聖苑は1,682件で、市における火葬の約35.8%を担っている状況で、令和5年度とほぼ同じ割合です。

② 人体の火葬について



志賀聖苑における人体の火葬炉使用件数は、この10年で増加傾向が認められます。

65歳以上人口の増大により、今後も死亡者数は全国的に増加する見込みであり、それに伴い火葬件数も増加していく見込みです。

■ 葬祭棟について

葬儀ホールの使用件数は直近3年間、安定して大ホール・小ホール合わせて100件を超える使用をいただいている状況であり、葬儀ホールとしての認知が広まっているものと考えます。

(2) 環境影響調査結果について

① 公害防止協定書

地域住民の健康と快適な生活環境の保全を図ることを目的に平成 3 年、行政と木戸自治会（大字木戸）が締結。大気汚染、騒音、悪臭それぞれの測定数値を協定で定めた値（下記調査表着色部）以下にすることを記載しています。

② 環境影響調査結果

調査実施機関：株式会社 近畿分析センター

事業登録 環境計量証明（滋賀県特定濃度 02-01 号、濃度第 1 号、振動第 1 号、騒音第 5 号）

環境影響調査表

項目		法・条例等基準値	公害防止協定値	令和6年3月7日 (第2系統4号炉)	令和6年7月29日 (第1系統2号炉)	
測定年月日						
ダイオキシン類		既炉 5ng-TEQ/m ³ N	-	0.40 ng-TEQ/m ³ N	- ng-TEQ/m ³ N	
大気汚染	硫酸酸化物	-	85 ppm	5 ppm以下	5 ppm以下	
	ばいじん	0.25 g/m ³	0.05 g/m ³	0.02 g/m ³	0.02 g/m ³	
	窒素酸化物	250 ppm	125 ppm	46 ppm	13 ppm	
騒音 (昼間)		55 dB	55 dB	50 dB	55 dB	
振動 (昼間)		60 dB	60 dB	30 dB	30 dB以下	
悪臭	アンモニア	1 ppm	1 ppm	0.05 ppm	0.09 ppm	
	メチルメルカプタン	0.002 ppm	0.002 ppm	0.0005 ppm以下	0.0005 ppm以下	
	硫化水素	0.02 ppm	0.02 ppm	0.005 ppm以下	0.005 ppm以下	
	硫化メチル	0.01 ppm	0.01 ppm	0.001 ppm以下	0.001 ppm以下	
	二硫化メチル	0.009 ppm	0.009 ppm	0.001 ppm以下	0.001 ppm以下	
	トリメチルアミン	0.005 ppm	0.005 ppm	0.001 ppm以下	0.001 ppm以下	
	アセトアルデヒド	0.05 ppm	0.05 ppm	0.01 ppm以下	0.01 ppm以下	
	スチレン	0.4 ppm	0.4 ppm	0.01 ppm以下	0.01 ppm以下	
	プロピオン酸	0.03 ppm	0.03 ppm	0.005 ppm以下	0.005 ppm以下	
	ノルマル酪酸	0.001 ppm	0.001 ppm	0.0005 ppm以下	0.0005 ppm以下	
	ノルマル吉草酸	0.0009 ppm	0.0009 ppm	0.0005 ppm以下	0.0005 ppm以下	
	イソ吉草酸	0.001 ppm	0.001 ppm	0.0005 ppm以下	0.0005 ppm以下	
	臭	プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	-	0.01 ppm以下	0.01 ppm以下
		ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	-	0.002 ppm以下	0.002 ppm以下
イソブチルアルデヒド		0.02 ppm	-	0.005 ppm以下	0.005 ppm以下	
ノルマルパレルアルデヒド		0.009 ppm	-	0.002 ppm以下	0.002 ppm以下	
イソパレルアルデヒド		0.003 ppm	-	0.001 ppm以下	0.001 ppm以下	
イソブタノール		0.9 ppm	-	0.09 ppm以下	0.09 ppm以下	
酢酸エチル		3 ppm	-	0.3 ppm以下	0.3 ppm以下	
メチルイソブチルケトン		1 ppm	-	0.1 ppm以下	0.1 ppm以下	
トルエン		10 ppm	-	1 ppm以下	1 ppm以下	
キシレン		1 ppm	-	0.1 ppm以下	0.1 ppm以下	
臭気指数	12	-	10 以下	10 以下		

ダイオキシン類：平成12年3月「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」を参考とする。

大気汚染：大気汚染防止法施行規則別表 13：廃棄物焼却炉 の数値を参考とする。

騒音：平成13年3月30日大津市告示第31号「特定工場等において発生する騒音の規制基準について」を参考とする。

振動：平成13年3月30日大津市告示第35号「特定工場等において発生する振動の規制基準について」を参考とする。

悪臭：悪臭防止法施行規則別表第1を参考とする。

臭気指数：平成23年10月1日大津市告示第148号「悪臭防止法に基づく悪臭物質の排出を規制する地域の指定及び規制基準の設定について」を参考とする。

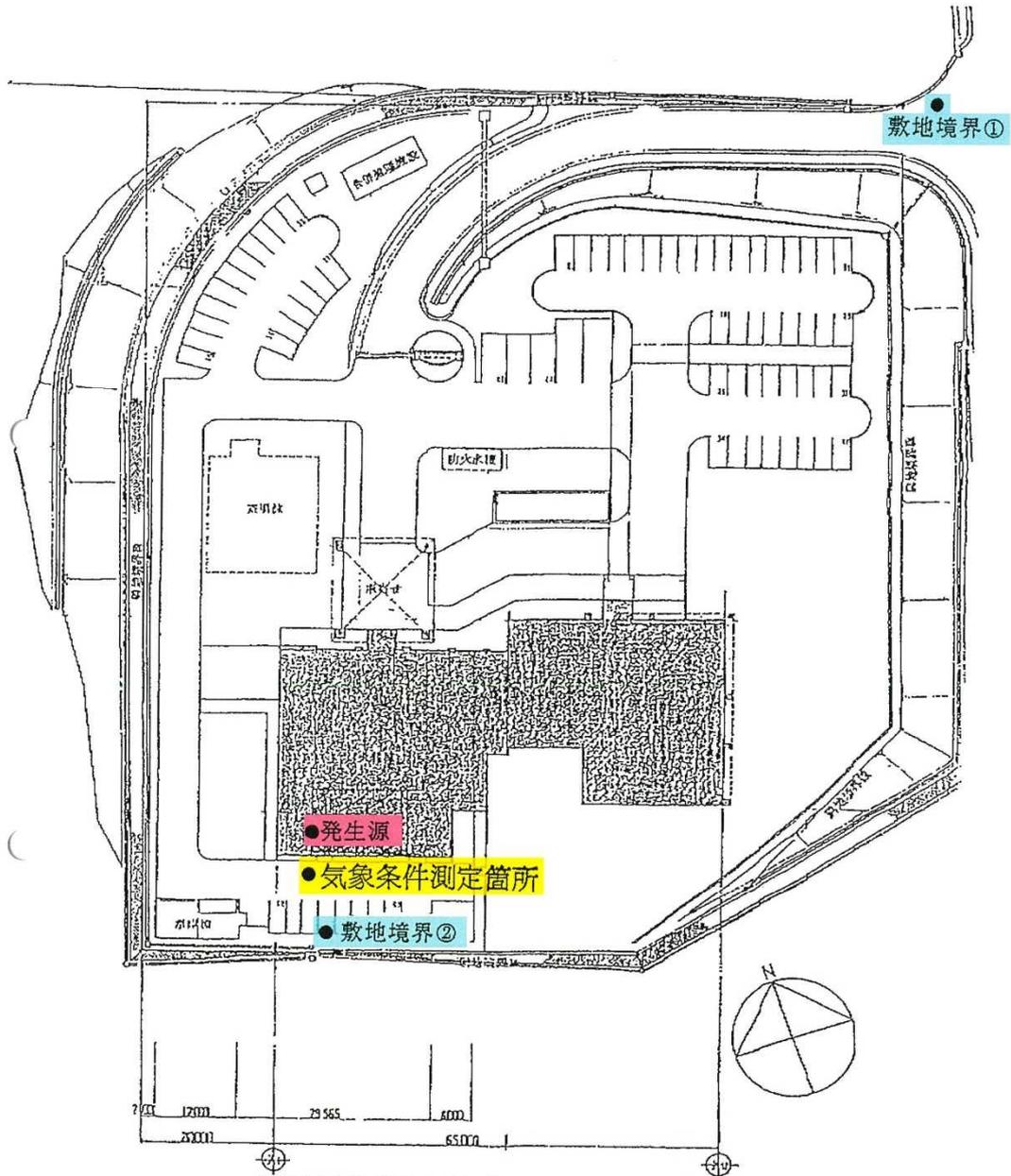
ng=ナノグラム=10億分の1グラム

ppm=100万分の1という割合を表示する記号

■ 調査結果

- 基準値の超過はありませんでした。
- 今後も安定稼働及び環境の保全に留意しながら操業を行ってまいります。

■ 測定場所位置図（悪臭・騒音・振動）



公 害 防 止 協 定 書

大津市・志賀町行政事務組合（以下「甲」という。）と志賀町大字木戸区長中村武（以下「乙」という。）との間に、甲が志賀町大字木戸に建設する斎場施設（以下「斎場」という。）において、火葬事業（以下「当該事業」という。）を行うことについて、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、当該事業を行うに当たり、甲の責任を明確にし、もって地域住民の健康と快適な生活環境の保全を図ることを目的とする。

（基本的責務）

第2条 甲は、当該事業を行うに当たり、公害関係諸法令等を遵守することはもとより、公害防止のための最適の設備を採用し、公害防止対策を強力に進めるものとする。

2 甲は、関係諸法令に別段の定めがない場合においても、必要な防災措置等を講ずることにより、地域住民の健康と快適な生活環境の保全に努めるものとする。

3 甲は、当該事業に係る一切の苦情等に対し速やかに、誠意をもって処理するものとする。

（大気の汚染）

第3条 甲は、火葬炉から排出するばい煙により、地域の生活環境等に悪影響を与えないようにするため、ばい煙の排出を防止するのに必要な装置を備えるものとし、ばい煙の排出口における濃度の数値を次の表に掲げる基準値以下にするものとする。

項 目	排 出 基 準 値	測 定 方 法
硫 黄 酸 化 物	85 ppm	大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省令・通産省令第1号）第15条に規定する方法
ば い じ ん	0.05g/Nm ³	
窒 素 酸 化 物	125 ppm	

（騒音・振動）

第4条 甲は、騒音、振動を防止するため、騒音、振動を発生する設備等は、建築物又は工作物内に設置することに努めるとともに、消音、遮音及び防振の装置を備えるものとする。

2 前項の設備等から発生する騒音及び振動については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）の規定に基づき敷地境界線上における数値を次の表に掲げる基準値以下にするものとする。

項 目	時 間 の 区 分	基 準 値
騒 音	朝（午前6時から午前8時まで）	50ホン
	昼間（午前8時から午後6時まで）	55ホン
	夕（午後6時から午後10時まで）	50ホン
	夜間（午後10時から翌日午前6時まで）	45ホン
振 動	昼間（午前8時から午後7時まで）	60デシベル
	夜間（午後7時から翌日午前8時まで）	55デシベル

測定方法

騒音……滋賀県公害防止条例施行規則（昭和48年滋賀県規則第10号）

第9条に規定する方法

振動……特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年

環境庁告示第90号）に規定する方法

(悪臭)

第5条 悪臭の防止については、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)の規定に基づき敷地境界線上における数値を次の表に掲げる基準値以下にするものとする。

項 目	基 準 値	測 定 方 法
ア ン モ ニ ア	1 p p m	悪臭物質の測定の方法 (昭和47年環境庁告示第9号)に規定する 方法
メチルメルカプタン	0.002 p p m	
硫 化 水 素	0.02 p p m	
硫 化 メ チ ル	0.01 p p m	
二 硫 化 メ チ ル	0.009 p p m	
トリメチルアミン	0.005 p p m	
アセトアルデヒド	0.05 p p m	
ス チ レ ン	0.4 p p m	
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03 p p m	
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001 p p m	
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009 p p m	
イ ソ 吉 草 酸	0.001 p p m	

(国等の規制基準の改正に伴う改良措置)

第6条 甲は、国等の規制基準値が改正されたときは、その改正後規制基準値を上回らない処理数値になるよう斎場を改良する等必要な措置を講ずるものとする。

(ばい煙濃度等の測定)

第7条 甲は、火葬炉から発生するばい煙、騒音、振動、悪臭の測定を定期的に行い記録するものとする。

2 甲は、前項の記録を3年以上保存するとともに、乙から申し出があれば、その測定記録を提示するものとする。

(運転管理)

第8条 甲は、火葬炉の運転に関し、従事者を常に教育訓練し、運転操作に習熟させ、事故が発生しないよう運転管理に万全を期すものとする。

(維持管理)

第9条 甲は、斎場の日常点検、整備等を十分行うとともに、定期的に計画修理を実施し、施設の能力維持に努めるものとする。

(必要な措置の申出)

第10条 乙は、甲が前各条に定める事項を誠実に履行しないときは、必要な措置を講ずるよう甲に申し出ることができるものとする。

(協議)

第11条 甲は、斎場の適正な運営及びこの協定を誠実に履行するため、必要に応じて乙と協議を行うものとする。

(定めのない事項等の処理)

第12条 この協定の内容を変更しようとするとき、又はこの協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲、乙いずれかの申し出により協議のうえ処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 30 年 / 2 月 26 日

大津市御陵町3番1号

甲 大津市・志賀町行政事務組合
管理者 山 田 豊 三 郎



滋賀郡志賀町大字木戸740番地

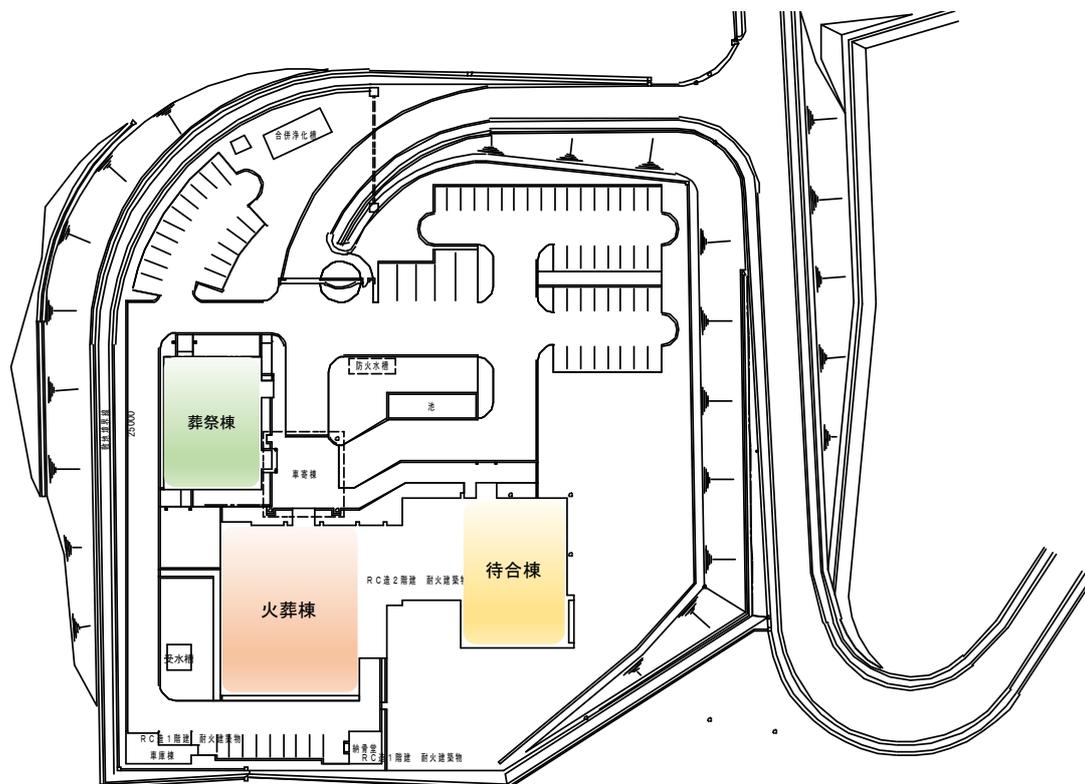
乙 大字木戸
区 長 中 村 武



MEMO

志賀聖苑施設について

● 配置図



● 施設概要

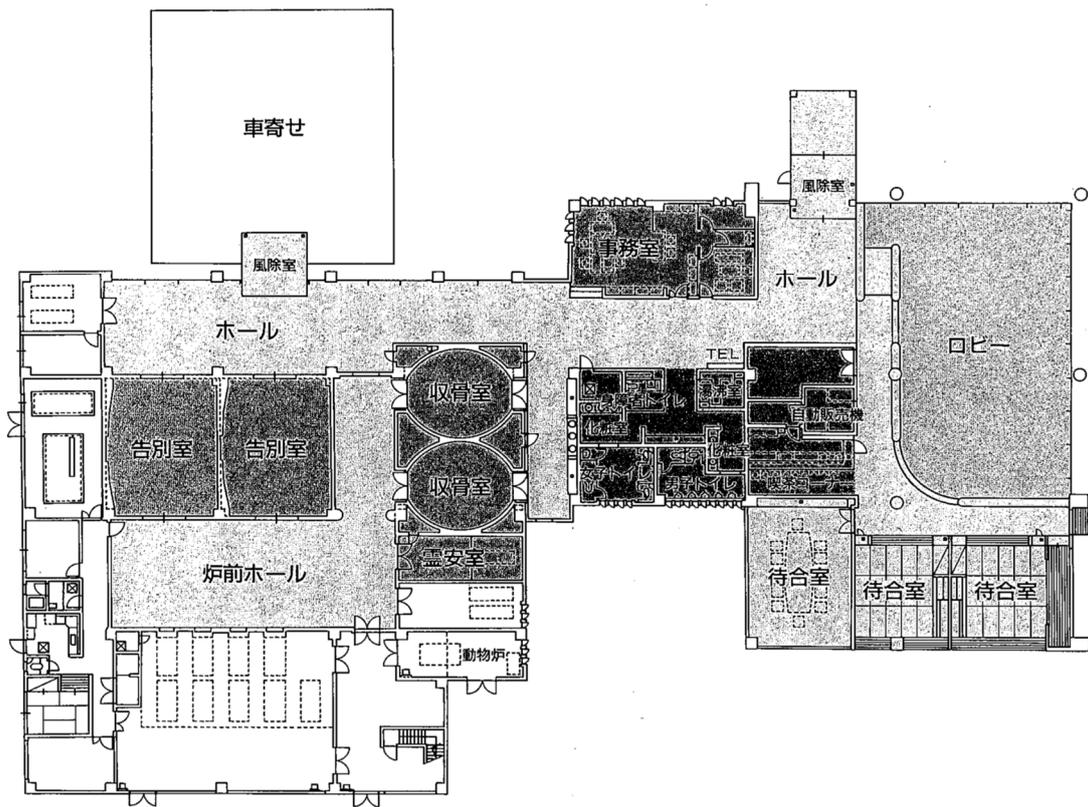
[火葬棟]

- (1) 建築年月：平成5年(1993年)1月
- (2) 延床面積：2,276.42㎡
- (3) 構造：鉄筋コンクリート造平屋建(一部2階建)
- (4) 火葬炉：燃料/灯油 人体炉4、汚物炉1、動物炉1
- (5) 供用開始：平成5年(1993年)4月
- (6) 施設内容：待合ロビー、待合室、告別室、収骨室、霊安室、駐車場

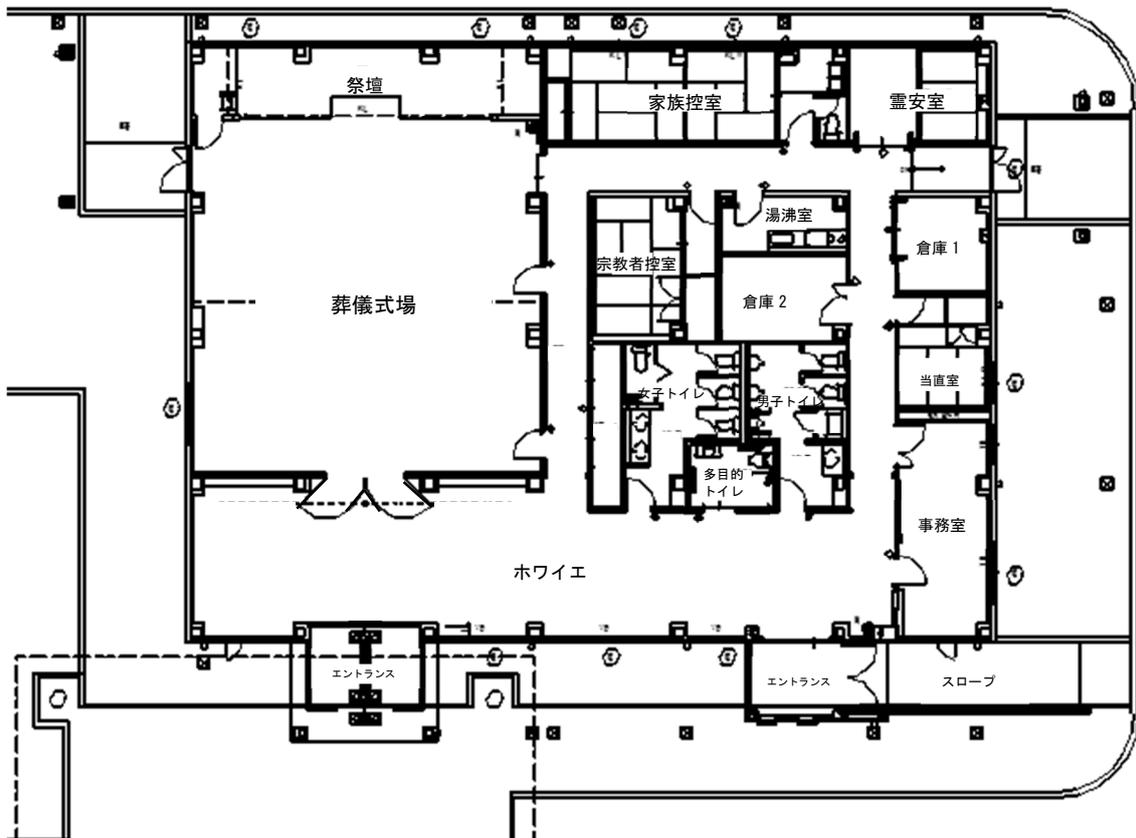
[葬祭棟]

- (1) 建築年月：平成24年(2012年)3月
- (2) 延床面積：464.44㎡
- (3) 構造：鉄骨造平屋建
- (4) 施設内容：葬儀式場1室、家族控室、宗教者控室、霊安室
- (5) 供用開始：平成24年(2012年)4月

● 火葬棟・待合棟



● 葬祭棟



志賀聖苑



葬祭棟



ホワイエ



家族控室



宗教者控室



霊安室



葬儀式場

● 大津市斎場ホームページ
<https://ootsu-kasou.com>

大津市公営斎場 大津聖苑・志賀聖苑

【大津聖苑（葬祭棟）】TEL.077-537-1723 【大津聖苑（火葬棟）】TEL.077-534-4400
 【志賀聖苑（葬祭棟）】TEL.077-592-0505 【志賀聖苑（火葬棟）】TEL.077-592-2000
 ※火葬・動物は火葬棟、葬儀は葬祭棟へお問い合わせください。

ホーム HOME | 施設案内・アクセス INFO・ACCESS | 斎場葬儀プラン FUNERAL | ご利用料金 PRICE | 火葬予約システム RESERVATION | よくあるご質問 FAQ | お問い合わせ CONTACT FORM

最後の別れにやすらぎを...
 大津市公営斎場 志賀聖苑

077-537-1723 大津聖苑（葬祭棟）
 077-534-4400 大津聖苑（火葬棟）
 077-592-0505 志賀聖苑（葬祭棟）
 077-592-2000 志賀聖苑（火葬棟）
 お問い合わせフォーム 葬儀準備にいられたとき送付してください

大津聖苑/案内 | 志賀聖苑/案内 | 斎場葬儀プラン | ご利用料金 | よくある質問

インフォメーション

お知らせ	2021/04/01	斎場葬儀プラン取り扱いまちの更新
お知らせ	2020/12/21	斎場葬儀プラン取扱業者の募集開始
お知らせ	2020/12/14	年末年始の運営のご案内を掲載
お知らせ	2020/11/04	ホームページ開設

大津聖苑・志賀聖苑からのご挨拶

大津市聖苑（大津聖苑・志賀聖苑）は公営の火葬場です。大津市民の方はもちろん、大津市民外の方でもご利用いただけます（ご利用料金は異なります）。当施設には葬儀場、霊安室もございます。また待合ロビーにつきましては、御遠慮のごとに専用席を準備しております。火葬をしている間は無料でご利用いただけます。また、大津聖苑では10名様、志賀聖苑では14名様を超える場合は、有料待合室のご利用をお願いいたします。また飲食物の持ち込みは出来ませんので、喫茶コーナーの利用をお願いいたします。ご不明な点などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

Pick UP メニュー

- 大津聖苑
- 志賀聖苑
- ご利用料金
- 火葬予約システム
- よくあるご質問
- ご利用者様の声

志賀聖苑

〒520-0514
 滋賀県大津市木戸1494-1
 葬祭棟・TEL.077-592-0505
 火葬棟・TEL.077-592-2000
 JR湖西線
 「志賀駅」から1.5km（車で約5分）
 湖西道路「志賀IC」から約2km

拡大地図を表示

MEMO

※志賀聖苑連絡協議会事務局※
市民部戸籍住民課 施設管理係
電話 077-528-2702
FAX 077-525-6994